

食安輸発0702第1号
平成22年7月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産きゅうりの取扱いについて

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成22年6月10日付け食安輸発0610第1号）に基づき、農薬ジクロルボスについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、韓国政府において輸出業者の登録制度が改正されたことから、本日以降に輸入届出される韓国産きゅうり及びその加工品（簡易な加工に限る。）のうち、別途指示する韓国政府の登録輸出業者から輸出され、登録IDが付与されているものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、登録輸出業者の確認は、パッキングリスト中のREMARKS欄に記載されている登録IDによることとするので、輸入者に対し登録IDを食品等輸入届出書の備考欄に記載するよう指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時においては、カートンに貼付される登録ID様式（別添）について確認を行うようお願いします。

また、平成22年3月30日付け事務連絡「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」の別添1の2を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

別添

登録ID様式



ステッカーの規格：横10.5センチ×縦3.5センチ

ステッカーの付着又は印刷：従来と同様、包装箱の側面に付着又は印刷

輸出者ID： 安全性管理優秀企業を対象に審査し、大韓民国政府が与える輸出者ID

生産履歴CODE： 大韓民国から輸出される商品に対する生産履歴を追跡することができるように管理する生産者CODEである。

- CODE構成内訳： 登録年度 - 品目番号 - 生産地域 - 生産農家

キュウリ：01